

環境格付融資の課題に対する提言

(中間報告)

平成26年8月

環境格付融資に関する課題等検討会

環境格付融資に関する課題等検討会 委員名簿

足達英一郎 株式会社日本総合研究所理事

伊藤 彰人 株式会社百五銀行営業渉外部コンサルティング課課長代理

入谷 公明 株式会社三井住友銀行ホールセール統括部開発グループ グループ長

後藤 敏彦 環境監査研究会代表幹事

藪田 綾子 株式会社クアン代表取締役

竹ヶ原啓介 株式会社日本政策投資銀行環境・CSR部長

藤田 昂一 株式会社横浜銀行営業統括部情報ソリューション営業グループ 副調査役

◎水口 剛 高崎経済大学経済学部教授

◎座長

・オブザーバー

辰巳 勝則 株式会社滋賀銀行総合企画部 CSR室長

堀河 淳子 公益財団法人日本環境協会環境事業支援部助成チーム長

・ゲストスピーカー

佐藤 順 株式会社第四銀行営業統括部ニュービジネス企画室上席調査役

【事務局】

環境省総合環境政策局環境経済課

株式会社日本経済研究所

目次

1. はじめに	- 1 -
2. 環境格付融資の意義と望まれる方向性	- 2 -
(1) 企業を取り巻く状況と金融機関との関わり	- 2 -
(2) 環境格付融資の意義	- 2 -
(3) 環境格付融資の発展に向けて望まれる方向性	- 3 -
3. 環境格付融資の現状と課題	- 4 -
(1) 全般的な取組状況	- 4 -
(2) 先行事例からの示唆	- 7 -
(3) 環境格付融資の定着・向上に向けた課題	- 8 -
4. 環境格付融資の課題解決に向けた方向性	- 9 -
(1) 課題解決の方向性	- 9 -
(2) 施策の方向性	- 9 -
5. おわりに	- 11 -

1. はじめに

環境省中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の報告書¹では、環境金融の具体的役割の一つが、「企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」と位置付けられている。我が国においては、その典型的な取組の一つが、融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資、いわゆる環境格付融資として具体化し、発展してきた。

平成 16 年、日本政策投資銀行によって世界ではじめて環境格付融資が実施されて以降、その取組は地方銀行、都市銀行にも広がりを見せている。環境格付融資に積極的に取り組む金融機関は、各々がその意義を見出し、創意工夫により取組を深化させ、また、地域の特色等を取り込みながら、多様な環境格付融資のあり方を示している。

一方、その発展の過程の中で、リソースの不足等により、環境格付融資の取組に課題を抱えている地域金融機関も多く存在する。その課題を解決し、意欲ある地域金融機関の取組を促進していくことが、環境金融の拡大、ひいては、我が国のグリーン経済の実現に大きく寄与する。

本検討会は、以上のような認識に基づき、環境格付融資に関する各金融機関の取組状況や課題等を整理し、今後の環境格付融資の発展に向けた課題解決の方向性等について検討することを目的に議論を行った。本提言は、第 3 回までの検討会の議論を踏まえ、「環境格付融資の課題に対する提言（中間報告）」として、とりまとめたものである。

¹ 「環境と金融のあり方について ～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(平成 22 年 6 月 15 日)

2. 環境格付融資の意義と望まれる方向性

(1) 企業を取り巻く状況と金融機関との関わり

企業活動のグローバル化に伴う幅広い環境リスクの顕在化、企業の社会的責任（CSR）への意識の高まり等を背景に、企業の環境経営の取組はますますその重要性を増してきている。金融機関においても、社会的責任投資（SRI）や ESG 投資が欧米を中心に急速に拡大しつつあり、我が国でも日本版スチュワードシップ・コード²が策定され、機関投資家におけるエンゲージメント³の実施やそれらのための実力の具備が求められるなど、非財務情報の活用に関心が高まっている。

こうした社会状況の変化は大企業だけにとどまらず、そのサプライチェーンの一角を担っている各地域の企業にも影響を及ぼし得る。当然、これら企業を取引先とする金融機関においても、自らのリスク管理及び機会獲得の一環として、融資先企業を環境の視点から見ていくことが必要である。今後、融資先企業における環境経営の取組を、金融機関自身に直結するテーマとして捉え、企業が晒されている環境リスクを適切に見抜く力が、金融機関に一層求められていくと考えられる。

(2) 環境格付融資の意義

1) 金融機関にとっての意義

環境格付融資は、前述のように、金融機関自らのリスク管理の一環として有効なツールの一つと考えられ、非財務情報の取得による財務的な信用度（財務格付など信用リスク）の補完の機能が期待されている。このほか、取引先とのリレーション強化による融資案件の発掘、地域に深く根差した質の高い CSR の取組等、金融機関それぞれが、環境格付融資に取り組む目的や戦略を明確化し、自身の本業にも貢献するものとして、多様な意義を見出している。

このような金融機関においては、将来、国際的な環境政策や現下の低金利トレンド等の大きな状況変化が生じて、強靱に対応していくことも期待できよう。さらには、地域金融機関における現状のビジネスモデルの展望が危ぶまれる中で、環境分野に強みを見出すことがその差別化に繋がるとも考えられる。

2) 融資先にとっての意義

環境格付融資を通じて、環境対策への「気づき」が得られることや、外部から評価されることで継続的な動機づけになること等により、事業活動におけるリスクの回避や収益機会の獲得等に貢献することができる。

² 「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会、平成26年2月26日）

³ 「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す。

3) 社会的意義

こうした環境格付融資の機能は、持続可能な社会の構築に向け、グリーン経済を実現していく上で、重要な役割を果たし得る。グリーン経済においては、①環境経営の実践、②適切な情報開示、それらに対する③客観的な評価、④金融機関等の行動が連鎖し、好循環が生み出されていくことが重要である。

環境経営に取り組む企業を評価・支援し、持続的な環境経営への取組に繋げる環境格付融資は、グリーン経済を実現する大きな駆動力の一つとなる。また、環境格付融資によって引き出される企業の環境対策の拡大は、環境分野への設備投資等の内需を生み、我が国におけるグリーン成長への一助ともなり得る。地方創生が社会的課題との認識が高まる中、とりわけ、地域金融機関の取組が地域経済に与える社会的意義は大きい。

(3) 環境格付融資の発展に向けて望まれる方向性

各金融機関の経営環境、地域特性、経営戦略等が様々な中で、環境格付融資は多様な発展を見せており、一部の金融機関においては、本業に貢献するものとして自律的に取り組まれるまでに至っている。これらの取組は、その形態に依らず、グリーン経済の実現に寄与し得るものであることから、環境格付融資の取組が各金融機関に広まり、より高いレベルに発展していくことは、社会にとっても望ましい方向性であると考えられる。

今後、各金融機関が環境格付融資の意義を深く理解し、それぞれに工夫を重ねながら、自身の本業に貢献するものとして自律的に取り組んで行く流れを作り出すことが求められる。

3. 環境格付融資の現状と課題

(1) 全般的な取組状況

環境省では、金融機関による環境に配慮した金融の取組を促進するため、様々な施策を実施してきた。例えば、中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の提言を受けて、環境省が事務局となって策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」には、平成26年8月現在、国内193の金融機関が署名を行っており、業務別・テーマ別のワーキンググループの下で署名金融機関による活発な議論が行われている。

そうした環境金融の促進の一環として、環境格付融資に関しては、平成19年度より、環境格付融資に係る利子補給金交付事業を実施している。平成21・22年度の補正予算において、十数問程度の質問項目を有する等簡易な環境格付融資を事業参画の条件とする利子補給金交付事業が開始されると、平成22年度には、事業に参画する指定金融機関は71行に拡大した。また、平成21年度の補正予算においては、環境格付融資の構築に係る費用を補助する事業を実施し、12金融機関を支援している。

図表1 過去に実施した環境格付融資に係る利子補給金交付事業①⁴

事業名	環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業	環境配慮型融資利子補給金交付事業
予算 ※新規採択を行った年度に限る	H19～24年度当初予算	H24年度予備費	H25年度当初予算
予算額	8億円(H24年度)	4.29億円	4億円
誓約条件	5年間で5%の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)	3年間で3%(又は5年間で5%)以上の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)。	3年間で3%(又は5年間で5%)以上の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)。
誓約単位	事業者	事業者又は事業所	事業者又は事業所
利子補給対象融資限度額	30億円/件(H24年度)	20億円/件	同左
利子補給率上限	1%	【貸付利率×2/3】% (1%上限)	同左
利子補給期間	借入れ開始日から5年間以内(貸付の返還期限を上限)	借入れ開始日から3年間以内(貸付の返還期限を上限)	借入れ開始日から3年間以内(貸付の返還期限を上限)
参加行	H19～21年度 1行 H22年度 2行 H23年度 7行 H24年度 11行	18行	25行

⁴ 指定金融機関の採択条件として、相当数の質問項目を有する等、一定レベルの環境格付融資を求めるもの。平成19～24年度当初予算までは環境省直轄で実施。平成24年度予備費からは基金形式となり、公益財団法人日本環境協会にて実施。

図表 2 過去に実施した環境格付融資に係る利子補給金交付事業⑤

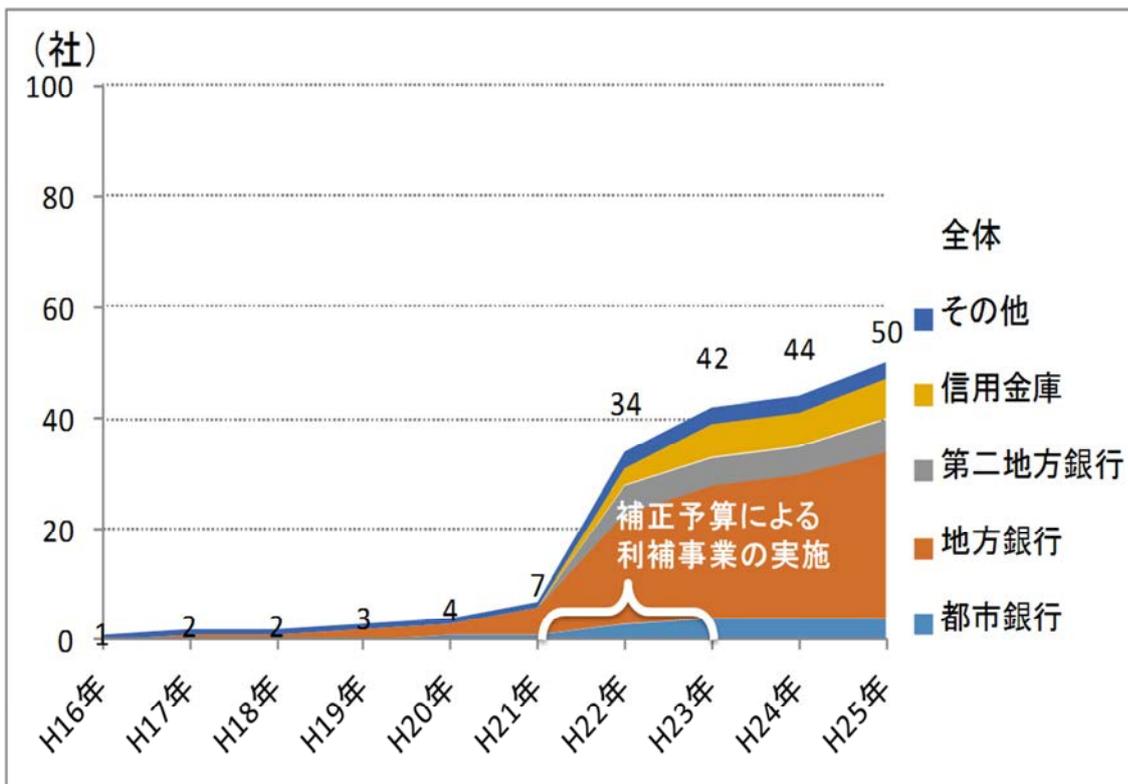
事業名	京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業	地球温暖化対策加速化支援無利子融資利子補給金交付事業	環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業
予算	H21 年度1次補正予算	H21 年度2次補正予算	H22 年度1次補正予算
予算額	45 億円	15 億円	10 億円
誓約条件	3 年間で6%(又は5年間で10%)の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)	同左	3 年間で6%の二酸化炭素排出削減(原単位又は排出量)
誓約単位	事業者	事業者	事業者
利子補給対象融資限度額	100 億円/件	30 億円/件	同左
利子補給率上限	3%を限度とする	同左	2%を限度とする
利子補給期間	借入れ開始日から3 年間以内(貸付の返還期限を上限)【各利補共通】		
参加行	38行	63行	71行

昨年度、環境省が実施した調査⁶によると、現在、50 の金融機関が環境格付融資を取り扱っており、平成 20 年度から平成 24 年度にかけての環境格付融資金額は、累計 1 兆 5,382 億円、同・融資実行件数は累計 2,741 件にまで達している。しかし、個社別の状況をみると、融資実行件数が累計 100 件を超える地域金融機関がある一方、取扱件数が伸びていない金融機関も散見される。

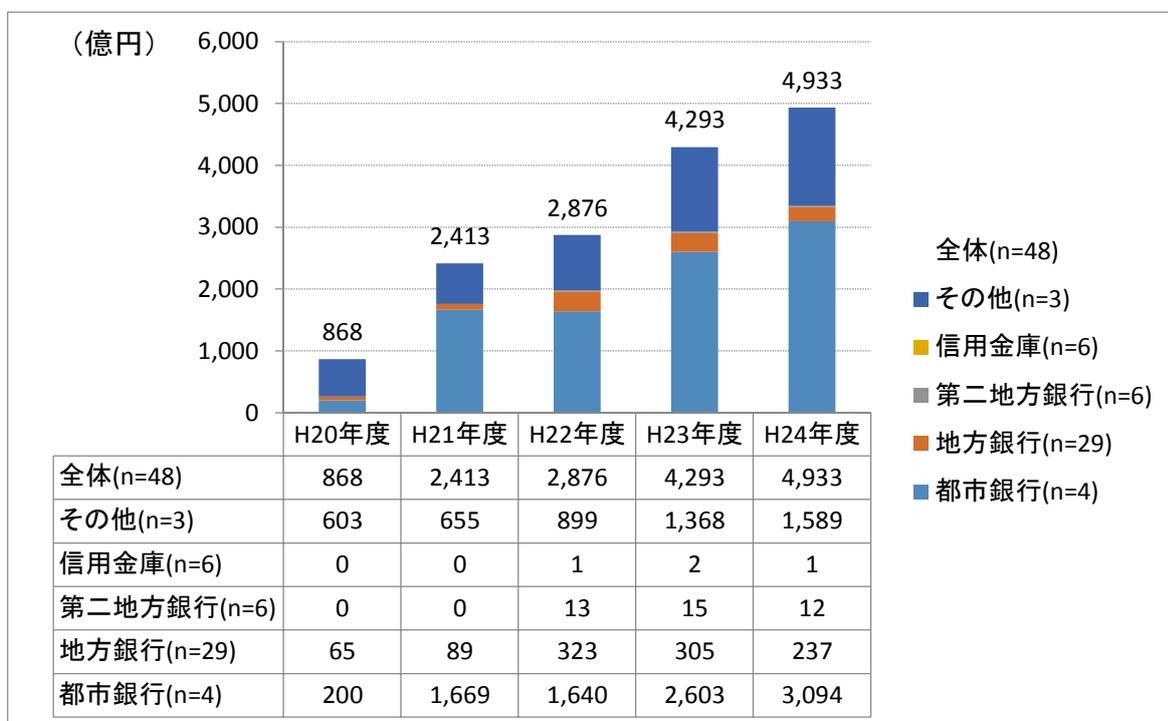
⁵ 指定金融機関の採択条件として、十数問程度の質問項目を有する等、簡易な環境格付融資を求めるもの。いずれも補正予算により、基金形式で措置。公益財団法人日本環境協会が実施。

⁶ 平成 25 年度環境格付融資に関する課題等調査業務。以下、簡便のため、平成 25 年度調査と表記する。

図表 3 環境格付融資の取り扱い開始時期（累積）⁷



図表 4 環境格付融資額⁸の推移



⁷ 平成 25 年度調査より。なお、「その他」に含まれる金融機関は、協同組合金融機関や信託銀行、政府出資の金融機関である。

⁸ 平成 25 年度調査より。なお、ここでは環境格付を活用した私募債の引き受けも融資に含まれる。

(2) 先行事例からの示唆

本検討会では、環境格付融資の取組の実態等を把握するため、環境格付融資に取り組む金融機関からヒアリングを行った。各金融機関の取組の概要は、以下のとおりである。

事例1 株式会社日本政策投資銀行

企業における環境経営への取組を深く調査して、その環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映させる世界で初めての融資メニューとして、平成16年4月から開始している。

環境格付融資の先駆者として、その豊富な実績を踏まえ、この仕組みが持つ本来の価値を発揮させるポイントとして、以下の9点を指摘している。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ① なぜやるか、どうして出来るかが明確であること | ⑤ 専門チームの存在と人材育成 |
| ② 対象顧客の属性に対応したツールを設計していること | ⑥ 外部有識者との連携 |
| ③ 不断の改訂によるアップデートを実施し、かつ連続性を確保 | ⑦ 営業現場とのウォール |
| ④ モニタリング機能がビルトインされていること | ⑧ 顧客との深い対話 |
| | ⑨ トラックレコードの蓄積 |

事例2 株式会社百五銀行

百五銀行では、取引先企業の環境対応に関する実態把握を通じた気づきの提供、および、融資先の環境対応度合いに応じた経営リスクの把握を目的として、主要な顧客である地元中小企業の特性を鑑みた評価と、深い対話を軸とした環境ソリューションの一環として、環境格付融資を活用している。

事例3 株式会社滋賀銀行

顧客とともに、琵琶湖をはじめとする地球環境保全のための「しがぎん琵琶湖原則（PLB原則）」を策定し、その原則への賛同を広く呼びかけ、賛同する企業に対して独自の「環境格付」を実施するなど、持続可能な企業の実現を目指した「環境経営」への取組の底上げを図っている。

また、「環境格付」を利用して、顧客とコミュニケーションを図ることを目指し、その中で顧客の環境関連事業への関心やニーズをキャッチし、ビジネスマッチングや環境関連事業に係る提案・情報提供などをサポートすることにより、環境格付融資の形成につなげている。

事例4 株式会社第四銀行

簡易な環境格付融資を事業参画の条件とする利子補給金交付事業の指定金融機関となったこととあわせて、平成22年3月より取扱いを開始。利子補給金交付事業を活用しなかったものも含め、計14件の融資（含 私募債の引き受け）を実行したものの、その後の高度版利子補給金交付事業には未対応である。

高度版の環境格付に対する顧客ニーズが全くないわけではないが、顧客ニーズを把握し切れていないことに加え、環境対応行内体制が追いついていかなかったことが要

因としている。

このように、各金融機関における環境格付融資はそれぞれに特徴があり、取引先の環境リスクや環境への取組を深く調査する形態や、地域貢献に主眼を置いた形態など、多様なあり方が見受けられた。これらに共通して、自律的な取組として融資実績を着実に伸ばしていく上では、金融機関としての組織的なコミットメントの下、適切な評価・支援を行える体制・人材・ノウハウを確保し、金融機関と融資先企業との間の深い対話を伴う環境格付融資が行われることが重要との示唆が得られた。

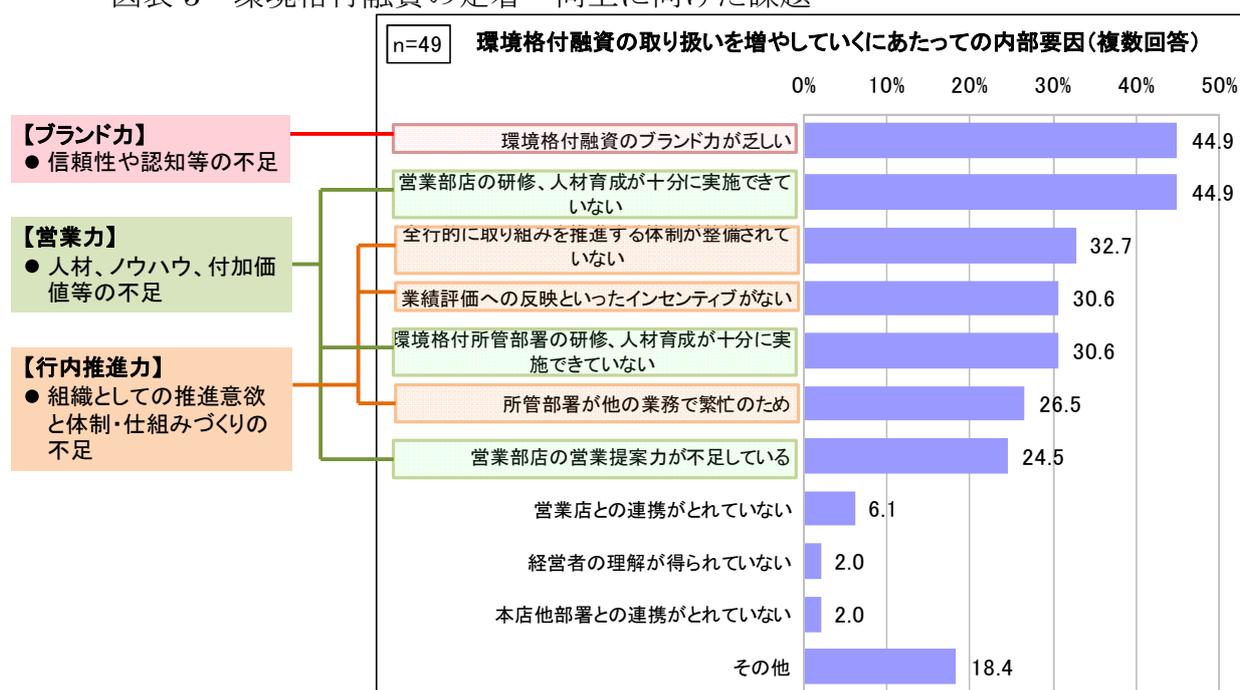
(3) 環境格付融資の定着・向上に向けた課題

今後、環境格付融資が金融機関における自律的な取組として定着するためには、各金融機関が環境格付融資に取り組む機会を持ち、また、一定の実績の蓄積や知見の集積等を通じ自身の取組を向上させ自走段階に至る水準、いわば閾値にまで到達することが重要である。

しかし、環境格付融資の取組が一部の金融機関に留まり、また、金融機関の中で適切なリソースを環境格付融資に割くとの経営判断に至らない等の状況を踏まえると、環境格付融資の効果や本業との関連性等が十分に金融機関に認知されていない可能性があると考えられる。

加えて、前述の調査からは、環境格付融資に取り組んでいるものの課題を抱えている金融機関においては、取扱件数の伸び悩みと、環境格付融資のブランド力（信頼性、認知）や営業力（人材、ノウハウ、付加価値）、行内推進力（意欲、体制）の不足といった要因とが相まって負のスパイラルに陥っている可能性が示唆される。また、外部要因として、環境経営や情報開示の取組が進んでいないこと等を課題とする声もある。

図表5 環境格付融資の定着・向上に向けた課題



4. 環境格付融資の課題解決に向けた方向性

(1) 課題解決の方向性

これらの課題を解決するためには、各金融機関が、まず、本業との関連性の検証や取組成果等に関する情報・知見の蓄積、収集、共有等を進めていくことが重要である。

また、融資先企業との深い対話を通じた環境リスクの把握や付加価値の創出、さらに、融資先企業から信頼される環境格付融資の質・公平性の維持を図っていくためには、各金融機関が、環境格付融資のノウハウや経験、環境全般に関する知識等を深めていくことが求められる。

さらには、経営層が環境格付融資の意義や ESG 要素の考慮に対する社会的要請の高まりを理解し、強い取組意志を持つこと、それを全行的に浸透させるための体制を整備し、職員に対するインセンティブを工夫することなども鍵となる。

これらに関し各金融機関が自ら取り組むとともに、自助努力だけでは解決が難しいものについては、政策的支援によってその解決を図る必要がある。

(2) 施策の方向性

1) 環境格付融資の効果や本業との関連性等の検証・啓発

環境格付融資の効果や本業との関連性を検証するには、実績に基づく情報を基に、環境格付の結果と返済リスク等との相関の分析や企業の財務格付との連携方法の検討・検証等を行うことが必要となる。環境格付融資により金融機関が得る情報は各企業の個社情報であり、金融機関相互の情報共有が困難なケースも考えられるが、中長期的には、相当数のデータを蓄積してこれらの分析、検証等の作業を進め、環境格付融資の意義や効果等の啓発を図ることが有効と考えられる。

2) 環境格付融資に関するノウハウ等の蓄積の促進

適切な評価や融資先企業との深い対話を図るためには、環境格付融資のノウハウ等の蓄積が重要であることから、専門家の派遣や研修会の実施、手引き・グッドプラクティス集の作成等の支援を実施することが考えられる。

また、自行のみで取組を始めることが困難な金融機関に対しては、外部機関との連携による評価体制の構築等を推進していくことも考えられる。

さらに、環境格付融資の豊富な実績を有する金融機関とのシンジケートローン等を通じ、金融機関間の連携、プラットフォーム化を図り、情報の共有や経験の蓄積を促進していく施策も考えられる。

3) 環境格付融資に取り組むきっかけや PR 機会の提供

経営層のコミットメントを引き出すためには、取組のきっかけや PR 機会を提供することも考えられる。例えば、積極的な金融機関に対する表彰や環境格付融資に取り組む金融機関が一同に会する大会の実施、環境格付融資の取組に関する自己宣言と組み合わせたロゴの提供等が考えられる。

また、環境格付融資に取り組むきっかけやさらなる取組の向上に向けたインセンテ

ィブ付けとして、利子補給事業を実施していくことも考えられる⁹。

4) 企業における環境経営等の取組促進

前述のような金融機関側へのアプローチとともに、企業の環境経営や情報開示に関する施策を車の両輪として実施していくことも重要である。具体的には、中小企業に対する環境経営の取組契機の提供や、環境格付先のソーシングや1次スクリーニングでの開示情報の活用等を進めていくことが考えられる。また、大企業によるサプライチェーンへの環境経営等の取組促進も期待されるところである。

⁹ 利子補給事業は、一義的には、融資先企業に金銭的メリットを与え、融資の対象となる設備投資等を促進するための政策ツールであるが、融資案件の誘引という副次的効果を金融機関に与える面があるため、金融機関間の公平性に十分に配慮する必要がある。また、環境格付融資の促進という政策目的から切り離し、CO2削減等の政策目的に特化した事業として制度設計することも、今後の検討課題と考えられる。

5. おわりに

本検討会では、環境金融の拡大に向けた重要なツールの一つとして、企業の環境経営全般の取組をスクリーニングする環境格付融資に焦点を当て議論をしてきた。

しかし、近年では、環境格付融資のみならず、環境経営に限らない様々な観点から取引先を評価する融資商品が多様な展開を見せている。例えば、不動産の環境性能等のほか、企業の防災力・事業継続力や健康経営度、食・農の取組といった観点から評価・格付する融資商品が一部の金融機関で開発され、取扱いが始まっている。

また、海外の日系企業向けに、外国の環境法規制等を評価項目に組み込んだ外国版の環境格付融資商品を開発している事例がある。プロジェクトファイナンスにおいても、グローバルに活躍する金融機関が大規模なプロジェクトファイナンス等の融資判断に当たって環境・社会影響に配慮する「赤道原則」が、2003年に策定されている。

さらに、商品形態としても、環境格付と私募債との組み合わせが多数の金融機関で行われているほか、最近では、環境関連事業の資金調達を目的とした債券であるグリーンボンドの発行が活発化している。

このように、環境金融の拡大に向けては、様々なアプローチやツールがある中で、環境金融の可能性を広く捉え、金融機関における積極的・先進的な取組を促進していくことも重要である。

以上